

第2章 指定給水装置工事事業者

1. 指定給水装置工事事業者制度

給水装置は、水道事業者の配水管と直結して設けられるものであり、その中の水は水道事業者が配水した水と一体のものである。従って、仮に給水装置の構造・材質が不適切であれば、水道の利用者は安全で良質な水道水の供給を受けられなくなり、公衆衛生上の大きな被害が生ずる恐れがある。

指定給水装置工事事業者制度は、水道需要者の給水装置の構造・材質が、水道法施行令に定める基準に適合することを確保するため水道事業者が、その給水区域内において給水装置工事を適正に施行することができるものと認められた者を指定する制度である。

指定工事事業者には次のことが求められる。

- (1) 水道法に定める指定の要件を満たしていること。
- (2) 給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な事業運営をすること。
- (3) 給水装置工事にに関する法規を遵守すること。
- (4) 水道法に基づいて行われる水道事業者の監督に従うこと。

2. 指定工事事業者の責務

指定工事事業者は、給水装置工事(軽微な変更は除く。)を施行することができる唯一の施行者であり、その工事が公衆衛生上の向上と生活環境の改善に寄与していることを自覚し、施行される給水装置工事に対して責任を持って対処することが必要である。

指定工事事業者の責務には次のものがある。

- (1) 指定工事事業者は、法、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。)、条例及びこれらの規定に基づく管理者の権限を行う市長(以下単に「市長」という。)の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。(指定給水事業者規程第3条)
- (2) 指定工事事業者は事業所ごとに、給水装置工事を施行するため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けているもののうちから、主任技術者を選任しなければならない。(法第25条の4第1項)
- (3) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取出口から市メーターまでの工事を施行しようとする場合は、配水管及び他の埋設物に変形、破損等を生じさせないように適切に作業を行うことができる技能を有する者に従事させ、又はその者に当該工事に従事する他のものを実施に監督させること。(施行規則第36条第1項第6号)
- (4) 指定工事事業者は、施行した給水装置(施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から三年間保存すること。(施行規則第36条第1項第6号)
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ 竣工図
 - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 給水装置の構造及び材質の確認の方法及びその結果

3. 主任技術者の職務

3.1 主任技術者の職務(法第25条の4第3項)

主任技術者は、給水装置工事の調査、計画、検査といった一連の工事の過程の全体について技術上の統括管理を行うものであり、法において技術上の統括管理を行うものとしての具体的な職務の内容が定められており、主任技術者は次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、市長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - ア. 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関すること。
 - イ. 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他給水装置工事の施行上の条件に関すること。
 - ウ. 給水装置工事を完了した旨の連絡
- (5) その他厚生労働省令で定める職務

3.2 主任技術者の役割

- (1) 主任技術者は、調査段階から検査段階に至るそれぞれの段階に応じて、給水装置工事の適正を確保するための技術の要としての役割を十分に果たさなければならない。
- (2) 主任技術者は、構造・材質基準に適合し、かつ、発注者が望む給水装置工事を完成させるために、工事現場の状況、工事内容、工事内容に応じて必要となる工種及びその技術的な難易度、関係行政機関等との間の調整と手続などを熟知していなければならない。
- (3) 主任技術者は、適切な技能を有する者等、給水装置工事に従事する従業員等に対して施行する給水装置工事に関する技術的な指導監督を十分に行うとともに、それらの関係者間のチームワークと相互信頼関係の要とならなければならない。

3.3 主任技術者に求められる知識と技能

- (1) 給水装置工事は、工事の内容が人の健康や安全に直結した給水装置の設置又は変更の工事であることから、給水装置の選択や工事の施行が不良であれば、その給水装置によって水道水の供給を受ける利用者のみならず、管理者の配水管への汚水の逆流の発生などにより公衆衛生上大きな被害を生じさせるおそれもあるので、衛生上十分な注意を要する工事である。
- (2) さらに、給水装置工事は、布設される給水管や弁類などが地中や壁中に隠れてしまうので、施工の不良を発見することも、それが発見された場合の修繕も容易ではないという特殊性がある工事である。
- (3) そのため、主任技術者は、常に、水道が市民の健康・安全の確保に欠くことができないものであるという基本認識を忘れずに業務に携わることが必要であり、給水装置の構造・材質基準や給水装置工事技術などについての専門的な知識と経験を有していることが求められる。
- (4) また、給水装置工事は、現場ごとに発注者から目標品質が定められる「受注生産」であり、また「現場施工」であることなどの建設工事としての特殊性があり、個々の現場の状況や必要となる工種に応じた工事計画の立案や品質管理などを適切に行わなければならない。

(5) このようなことから、主任技術者には、調査段階から検査段階に至るまでのそれぞれの段階に応じて、次のような職務を確実に実施できるような、様々な専門的な知識及び技能が求められる。

① 調査段階

ア. 事前調査

- a 給水装置工事の現場について十分な事前調査を行い、現場の状況に応じて適正な施行計画等を策定し、工事の難易度にあわせて熟練した配管技能者等を配置・指導し、工程管理・品質管理・安全管理などを確実に行わなければならない。
- b そのため、地形、地質はもとより既存の地下埋設物の状況等について事前調査を十分に行い、それによって得られた情報を給水装置工事の施工に確実に反映させなければならない。
- c 事前調査においては、必要となる官公署等の手続きを漏れなく確実に行うことができるように、管理者の供給規程の他、関係法令等を調べたり、法に基づく給水装置の構造・材質基準に定められた油類の浸透防止、酸・アルカリに対する防食、凍結防止などの工事の必要性の有無を調べることも必要となる。

イ. 管理者等との調整

- a 管理者は、法第14条に基づき、給水条例等の供給規程を定めている。
- b 供給規程には給水区域内の需用者が行う給水契約の申込みの手続などを定めている。
- c 給水装置工事を施行しようとするときは、管理者との間で、供給規程及びそれに基づいて定められている細則などにより、給水装置工事の施行の内容、計画等について、あらかじめ打ち合わせる必要がある。
- d また、道路下の配管工事については、工事の時期、時間帯、工事方法などについて、あらかじめ管理者や道路管理者などの承認や指示を受ける必要がある。

② 計画段階

ア. 給水装置、機材の選定

- a 給水装置工事の適正を確保するためには、構造・材質基準に定められた性能基準に適合した給水管や給水用具を使用することが必須である。
- b 主任技術者は、給水装置の構造・材質基準を熟知し、基準に適合していることが確認できる給水管や給水用具の中から、現場の状況にあったものを選択しなければならない。
- c 現場によっては、施主等から、工事に使用する給水管や給水用具を指示される場合があるが、それらが基準に適合していないものであれば使用せず、使用できない理由を明確にして施主等と協議調整しなければならない。
- d 管理者の施設である配水管に給水管を接続する工事について管理者による使用機材・工法等の指示がある場合は、それに従わなければならない。
- e また、管理者は、地震により被災した場合の応急復旧を迅速に行うことなどを目的として、供給規程等において道路下の部分の給水管や給水用具の構造・材質を制約しているため、その規制に適合した製品を用いなければならない。

イ. 工事方法の決定

- a 給水装置工事は、給水管や給水用具からの汚水の吸引や逆流、外部からの圧力による破壊、酸・アルカリによる侵食や電食、凍結などが生ずることがないように、給水装置の構造・材質基準に適合した給水管や給水用具を用いるとともに、給水システムに係る基準を必ず満足するように行わなければならない。

- b また、例えば弁類や継手、給水管の末端に設ける給水用具の中には、現場の条件によっては使用に適さないものもあるので、それぞれの仕様や性能、施工上の留意事項を熟知したうえで給水装置工事に用いなければならない。

ウ. 必要な機械器具の手配

- a 給水装置工事には、配水管と給水管の接合、管の切断・接合、給水用具の給水管への取り付けなどの様々な工種がある。
- b また、使用する材料にも金属製品や樹脂製品など様々なものがあり、さらに金属や樹脂も、その種類によって施工方法は一様ではない。
- c そのため、工種や使用材料に応じた適正な機械器具を判断し、施工計画の立案に反映し、現場の施工に用いることができるように手配等を行わなければならない。

エ. 施行計画、施工図の作成

- a 給水装置工事は、建築物の建築の工程と調整しつつ行うことになるため、事前調査の際に得られた情報などにに基づき、給水装置工事を無駄や無理のない段取りによって施工しなければならない。また、工事の品質を確保するうえで必要な給水装置工事の工程に制約が生じるようであれば、それを建築工程に反映するように協議調整しなければならない。
- b なお、給水装置工事を予定の期間内で迅速かつ確実に行うため、現場作業にかかる前にあらかじめ詳細な施行計画、施工図を作成しておき、工事従事者に周知徹底しておくことなどの措置を講じなければならない。

③ 施工段階

ア. 工事従事者に対する技術上の指導監督

- a 給水装置工事は、様々な単位工程の組み合わせであり、それらの単位工程の中には難度の高い熟練した技術力を必要とするものも多い。
- b そのため、主任技術者は、行おうとする工種と現場の状況に応じて、工事品質を確保するために必要な能力を有する配管者などの配置計画をたてるとともに、それぞれの工事従事者の役割分担と責任範囲を明確にしておき、品質目標に適合した工事が行われるよう、随時工事従事者に対する適切な技術的指導を行わなければならない。
- c 特に、配水管と給水管の接続工事や道路下の配管工事については、適正な工事が行われなかった場合には水道施設を損傷したり、汚水の流入による広範囲にわたる水質汚染事故を生じたり、公道部分における漏水で道路の陥没などの事故を生じさせたりすることがあるので、十分な知識と熟練した技能を有する者に工事を行わせるか、又は実地に監督させるようにしなければならない。

イ. 工程管理、品質管理、安全管理

- a 主任技術者は、調査段階、計画段階に得られた情報や計画段階で関係者と調整して作成した施行計画に基づき、最適な工事工程を定めそれを管理しなければならない。
- b 給水装置工事の品質管理は、工事の発注者に対して、あらかじめ契約書などで約束している給水装置を提供するために必要不可欠なものである。
- c 主任技術者は、職務として、給水装置の構造及び材質が基準に適合していることの確認を行わなければならない。そのためには、竣工時の検査の実施のみならず、自ら、又は信頼できる現場の工事従事者に指示することにより、工程ごとの工事品質の確認を励行しなければならない。

- d 工事の実施にあたっては、例えば配水管の穿孔を慎重に行って破損しないようにすること、給水管の管端から土砂が入らないようにすること、樹脂管接続箇所の接水部分に接着剤が付着しないようにすることなど、水の汚染や漏水が生じることがないように工事の品質管理を行わなければならない。
- e 工事を実施する上での安全管理も重要な職務である。安全管理は、工事従事者の安全の確保と、工事の実施に伴う公衆に対する安全の確保がある。後者のうち、特に道路上における工事については、通行者の安全の確保及びガス管や電線、電話線などの保安について万全を期す必要がある。

ウ. 工事従事者の健康の管理

- a 給水装置は、管理者の配水管に直結して設けられるものであり、給水装置を流れる水は配水管の中の水と一体のものである。また、例えば主配管から分岐して便所に給水する部分の給水装置であっても、その中を流れる水は台所から供給される水と一体のものである。
- b 従って、給水装置工事の実施にあたっては、どのような給水装置の工事であっても、水道水を汚染しないように十分に注意しなければならない。
- c そのため、主任技術者は、工事従事者の健康状況にも注意し、病原体がし尿に排泄される赤痢等の保菌者が給水装置工事に従事することにより水道水が汚染されるといった事態が生じないように管理しなければならない。

④ 検査段階

ア. 工事の竣工検査

- a 主任技術者は、適正な竣工検査を確実に実施しなければならない。
- b 竣工検査は、新設、改造、修繕、撤去等の工事を行った後の給水装置が、給水装置の構造・材質基準に適合しているものになっていることを確認し、水道の利用者に提供するための最終的な工事品質確認である。
- c 指定工事事業者は、発注者の信頼を確保できてこそ業務を発展させられるものであり、適正な竣工検査の実施は、そのためにも重要な工程である。

イ. 管理者が行う検査の際の立会い

- a 管理者は、法に基づき、日の出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。
- b その際、管理者は、検査を行う給水装置について給水装置工事を施行した指定工事事業者に対し、その工事を施行した事業所の主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。
- c この立ち会いの際には、主任技術者は、施行した給水装置工事の内容について管理者に説明し、給水装置が構造・材質基準に適合していることについて管理者の納得を得ることになる。

3.4 基準適合品の使用等

- (1) 平成9年3月の施行令改正等により、法第16条に基づく給水装置の構造・材質基準が明確化、性能基準化された。
- (2) この改正に伴い、給水装置として用いる給水管や給水用具の製造者は、自ら製造過程の品質管理や製品検査を適正に行い、構造・材質基準に適合する製品であることを自ら認証する(自己認証)ことが基本となった。
- (3) 従って、指定工事事業者は、給水装置工事に使用しようとする製品について、その製品の製造者に対して構造・材質基準に適合していることが判断できる資料の提出を求めることなどにより、基準に適合している製品を使用しなければならない。
- (4) なお、給水装置に用いる製品が構造・材質基準に適合していることを認証することを業務とする第三者認証機関によって、その認証済マークが表示されている製品もある。
- (5) 主任技術者は、指定工事事業者が行う給水装置工事の技術力の要であり、工事した給水装置が構造・材質基準に適合するようにするために、工事の技術上の管理や基準適合性の確認などの職務を誠実に行わなければならないことが法に定められている。
- (6) 従って、主任技術者は、給水装置の構造・材質基準を熟知し、工事に用いようとする給水管や給水用具が基準に適合しているものであること、工事の実施方法が基準に適合した給水装置とするうえで適正なものであることについて技術的な判断を行わなければならない。
- (7) その際、仮に施主が使用を希望する給水用具であっても基準に適合していないものであれば、それを使用しないことについて、施主に説明して理解を得なければならない。

基準適合性が不明である場合には、厚生労働省告示に定められている試験方法による試験を行うことができる試験所や第三者認証機関などに製品試験を依頼することなどにより、科学的な判断を行わなければならない。

3.5 指定工事事業者による主任技術者への支援

- (1) 給水装置工事を適正に行い、法に基づく構造・材質基準に適合した給水装置を施主に提供するためには、指定工事事業者は給水装置工事の現場ごとに指名した主任技術者がその職務を十分に遂行できるようにしなければならない。
- (2) 例えば、主任技術者が構造・材質基準に適合していないことを指摘している給水用具について、指定工事事業者が経営上の観点からその使用を強制するというようなことにでもなれば、主任技術者はその現場の給水装置を構造・材質基準に適合させるようにすることが不可能になる。
- (3) 同様に、給水装置工事に従事する職員や、使用する機械器具についても、指定工事事業者は主任技術者の職務が円滑に遂行できるように支援しなければならない。一方、主任技術者は常に技術の研鑽に努めることなどによって、現場の実情等の技術的情報を指定工事事業者に十分伝わるように努める必要がある。

3.6 給水装置工事記録の保存(施行規則第36条第1項第6号)

- (1) 指定工事事業者は、施行した給水装置工事の施主の氏名又は名称、施工場所、施工年月日、その工事の技術上の管理を行った主任技術者の氏名、竣工図(給水設計書写し等)、使用した材料のリストと数量、工程ごとの構造・材質基準への適合性確認の証明及び成績表等、竣工検査の結果についての記録を整理し、作成の日から3年間保存しなければならない。
- (2) この記録については特に様式が定められているものではない。従って、管理者に給水装置工事の施行を申請したときに用いた申請書に記録として残すべき事項が記載されていれば、その写しを記録として保存することもできる。また、電子記録を活用することもできるので、事務の遂行に最も都合がよい方法で記録を作成して保存すればよい。
- (3) 主任技術者は、上記の事項以外に、個別の給水装置工事ごとに、その調査段階で得られた技術的情報、施行計画の作成にあたって特に留意した点、配管上特に工夫したこと、工事を実施した配管技能者等の氏名、工程ごとの構造・材質基準への適合に関して講じた確認・改善作業の概要などを記録に止めておくことが望ましい。そのような日常的な努力が技術力の向上につながることとなる。
- (4) 主任技術者は、給水装置工事を施行する際に生じた技術的な疑問点などについては、それが構造・材質基準に適合させるために解決することが必要な事項ではないとしても、できるだけ早く確認したうえで、工事の技術力の向上に活用していくことが望ましい。

4. 違反行為に係る処分

給水装置工事事業者の指定制度は、指定工事事業者が指定の基準や事業運営の基準に適合している前提として、給水装置の構造と材質の基準に適合した適切な給水装置工事の実施を確保しようとするものである。そこで、指定の基準等に適合していない場合には、指定を取り消すことができるとし、指定工事事業者に対する十分な監督を行い、指定制度本来の効果が発揮されるようにしようとするものである。

- (2) 指定工事事業者は、法、条例その他の法令及びこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。
- (3) 管理者は、指定工事事業者が法第25条の11第1項各号のいずれかに該当するときは、同項の規定によりその指定を取り消し、又は6ヶ月を超えない期間を定めてその指定の効力を停止することができる。